

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターデータの公開に関する基本方針（データポリシー）

令和3年3月31日

1. 目的

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、認知症、フレイルなど老化に関連し、高齢者の心と体の自立に係る病態に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、専門職の研修等を行うことにより、国の医療政策として、高齢者の自立を維持するため高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。同時に、国立長寿医療研究センターは、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展やその他の公益に資するために研究開発の最大限の成果を得ることをその使命とする。本ポリシーは、国立長寿医療研究センターが行う調査、研究及び技術の開発を通じて取得・作成されたデータの公開について、その基本方針を定めるものであり、これらを通じて取得・作成されるデータが幅広く利活用されることにより、我が国全体の高齢者の保健・医療の向上及び医学研究の更なる発展に資することを目的とする。

2. 対象となる研究データと公開範囲

本基本方針における研究データとは、国立長寿医療研究センターにおいてその研究活動を通じて取得・作成したデータ並びにそのメタデータ及び研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点から公開が適当でないデータ、公開により国民の利益に反する恐れのあるデータ等国立長寿医療研究センターが公開が適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3. 研究データの管理・保存・運用

国立長寿医療研究センター及び研究者は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、国立長寿医療研究センターは、法的及び倫理的要件にのっとり、公開された研究データの管理及び利用を促進するための運用を進める。

4. 研究データの帰属

国立長寿医療研究センターの研究データは、別に定める場合を除き、国立長寿医療研究センターに帰属する。研究データの取得・作成が他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

5. 研究データの公開期間と利用条件

研究データは、研究者の論文投稿前の期間及び研究者の権利や出版社等との契約に基づく場合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに公開するものとする。また、公開後も、国立長寿医療研究センターが公開が適当でないと判断した場合には、公開を打ち切る。公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立長寿医療研究センターが公開した研究データを利用した旨を明記することを条件とする。研究データは、原則として無償で公開するが、その種類、利用目的等により有償とする場合がある。

6. 免責

国立長寿医療研究センターは、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

7. その他

この基本方針は、必要に応じて随時見直しを行い、改訂する。